

「第74回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和4年5月20日（金） 18時15分
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

それではただいまより第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始します。

最初に、都内の感染状況についてです。本日5月20日時点で重症者数は3名、オミクロン株の特性を踏まえた重症者用病床使用率は2%、入院者数につきましては1,137名、病床使用率は15.7%となっております。医療への負荷は軽減をされている状況です。

次に直近の国の動きです。昨日、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードにおいてマスクの着用についての考え方が取り上げられ、本日、厚生労働大臣が記者会見の予定となっております。

次に近隣3県における感染状況でありますけれども、ご覧の通りでありまして、ほぼ東京都と同様の状態となっております。

次に各局からの報告に移ります。まず、「5月23日以降の対応」につきまして総務局長お願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは「5月23日以降の取組（案）」についてご説明をいたします。

現在の感染状況や医療提供の状況を踏まえまして、5月22日をもって、「リバウンド警戒期間」を終了いたします。しかしながら、感染が収束したということではございませんので、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底とともに、必要な取組を行ってまいります。

対象となる区域は、都内全域、期間は、5月23日以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都民及び事業者向けに協力依頼等を行ってまいります。

まず、都民向けの要請、協力依頼です。

はじめに、基本的な感染防止対策の徹底として、こまめな換気を行うこと、混雑している場所や時間をできるだけ避け、3密を回避すること、特に人と会話する時や混雑する場所ではマスク着用を徹底することなどの協力を依頼いたします。

また、会食は感染防止対策が徹底された認証店を利用し、会食後はマスクの着用をすることの協力を依頼いたします。

また、感染を拡げないための行動といたしまして、早めにワクチン接種を検討することを依頼いたします。

さらに、感染に不安を感じたら、検査を受けることを要請をいたします。

次に事業者向けの協力依頼でございます。

飲食店等への要請ですが、「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗、いわゆる認証店につきましては、人数や時間制限の協力依頼は行わず、認証基準を適切に遵守して営業するよう要請をいたします。

一方、点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗につきましては、同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内、滞在時間を2時間以内とするよう協力を依頼いたします。酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼いたします。

その他の施設への協力依頼等でございますが、イベントを開催する場合、規模要件等に沿って施設を使用することを要請いたします。

また、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を要請いたします。

学校、大学等について、基本的な感染防止対策の実施、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知することなどの協力を依頼いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件等に沿ったイベントの開催を要請いたします。

また、業種別ガイドラインの遵守などを要請いたします。

次に、職場への出勤等でございます。テレワークの推進や、基本的な感染防止対策を徹底するよう協力を依頼いたします。

最後に、ワクチン接種歴や検査結果確認の取組でございます。

飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴の活用や、陰性の検査結果を確認する取組を推奨するよう要請いたします。

なお、本日、開催いたしました感染症対策審議会において、「5月23日以降の取組(案)」について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上です。

【危機管理監】

次に医療提供体制等につきまして、福祉保健局長お願いします。

【福祉保健局長】

はい。私から今後の保健・医療提供体制についてご報告いたします。

はじめに、今後の保健・医療提供体制の全体像でございます。

今後、診療・検査へのアクセスや健康観察の体制などは維持しつつ、通常医療と新型コロナ医療との両立を図ってまいります。

続いて医療提供体制でございます。

主な事項について、赤字でお示しをしております。病床につきましては通常医療との両立を図るため、病床確保レベル1、5,000床といたします。

詳細は後ほどご説明いたします。

また、感染症対策として間仕切りなどの施設整備を行う病院への支援を強化いたします。

酸素・医療提供ステーションにつきましては、現在の調布庁舎の後利用に伴いまして、立川に移転いたします。

宿泊療養施設につきましては、約12,000室の確保居室を維持した上で、施設稼働レベル1、約9,000室稼働といたします。詳細はこれも後ほど説明いたします。

なお、医療機能強化型や妊婦支援型の宿泊療養施設につきましては、レベルに関わらず、現行体制を維持してまいります。

続きまして検査体制についてでございますが、不安を感じる方を対象とした無料検査について、1日最大5万件の体制を維持した上で、5月22日までとされていた期間を当面の間延長いたします。

また、外来診療を行う診療所が新型コロナなどの感染症にも対応できるよう、間仕切りなどでゾーニングを可能にする施設整備を新たに支援することで、新型コロナの医療に当たる診療・検査医療機関を更に拡大、拡充してまいります。

自宅療養体制についてでございますが、オミクロン株の特性として自宅療養者が多いことから、発熱相談センターやうちさぼ東京などの支援体制を維持してまいります。

高齢者対策については、本日閉所となる荒川の高齢者等医療支援型施設の後継であります、赤羽の施設がすでに高齢者の受入れを開始しているところでございます。

引き続き、療養病床を持つ医療機関の活用を促進するなど、高齢者が安心して療養できる体制を強化してまいります。

子どもへの対策については、ご家庭で安心して療養できるよう、自宅療養中の子どもの往診を実施するなど強化を図っているところでございまして、引き続き体制を維持してまいります。

ワクチンについてでございます。4回目接種が5月下旬から順次、区市町村で開始されます。

都の大規模接種会場でも6月1日から接種を開始いたします。

都の大規模接種会場の再編につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、病床の確保についてでございますが、病床の使用率などに着目して、新たに2段階のレベルを設定いたします。

今回、感染状況などを踏まえまして、病床確保レベル1を適用して、5,000床の確保を医療機関に要請いたします。

今後、レベルの変更にあたっては、病床使用率のほか、重症者用病床使用率や病床使用率の増減のスピード等も踏まえまして、総合的に判断してまいります。

また、通常医療とコロナ医療との両立を図るため、一般医療や救急のひっ迫状況などに応

じまして、通常医療への振り替えや重症病床数の引き下げなど、柔軟な運用を可能といたします。

次に宿泊療養施設についてでございます。

先ほど申し上げましたとおり、確保居室数については現状の約 12,000 室規模を維持してまいります。

その上で、感染状況に応じて 2 段階のレベルを設定いたします。

現下の感染状況を踏まえて、レベル 1 の約 9,000 室の稼働体制といたしますが、今後、レベルの変更にあたって、新規陽性者数の増減あるいはそのスピード等も踏まえて、総合的に判断してまいります。

次にワクチンについてでございます。

3 回目接種の進展と 4 回目接種の開始に伴いまして、大規模接種会場を都庁南展望室、行幸地下、立川南、三楽病院の 4 会場に集約し、6 月 1 日から 4 回目接種を開始いたします。

また、1 回目から 3 回目の接種者を対象に、5 月 30 日から都庁南展望室及び立川南の 2 会場でノバボックスの接種も開始いたします。

6 月以降、4 つの大規模接種会場とワクチンバスを合わせまして、1 日約 9,000 回の接種体制を確保し、重症化リスクの高い高齢者などへの 4 回目接種をはじめ、接種を推進してまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

次に企業の事業継続に向けた取組について、産業労働局長お願いします。

【産業労働局長】

当局からは 2 点報告させていただきます。

1 点目は、企業の事業継続に向けた取組についてでございます。

事業者の皆様には、業界別のガイドラインをしっかりと守っていただくとともに、テレワークや時差出勤など、人との接触を低減する取組の徹底をお願いいたします。

また、都として事業継続を後押しするため、ホテルで宿泊しながらテレワークをする取組へのサポートや、同じくホテルを日帰りのサテライトオフィスとして提供する事業の実施期間などを 6 月末まで延長をいたします。

引き続き、これらを総合的に展開し、事業者の皆様をサポートしてまいります。

2 点目です。2 点目は都内観光促進事業「もっと Tokyo」についてです。

都民の東京での観光を後押しするため、ワクチンの 3 回目接種を受けた方などを対象として、宿泊や日帰りの旅行への助成をトライアル的に実施いたします。

来月中にスタートして、事業の成果などをみながら、今後、国の「Go To トラベル」の動きや感染状況を踏まえ、全国の観光振興と足並みを揃えてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

次に「学校の対応」について教育長お願いいたします。

【教育長】

はい。学校の対応について申し上げます。

学校においてはこれまでに引き続き正しい手洗いやこまめな換気等の基本的な感染症対策を徹底してまいります。

修学旅行や体育祭等の学校行事についても、感染防止対策を講じた上で実施してまいります。

また、保護者の皆様にはご家庭における検温や健康観察等の取組について引き続きお願いしてまいります。

以上です。

【危機管理監】

次に、「都立施設等の対応」、他について政策企画局長お願いいたします。

【政策企画局長】

はい。私からは2点ご報告申し上げます。

まず、「都立施設等の対応」について申し上げます。

都立施設につきましては、入場者の入替制などを活用しまして、各施設の状況に応じて入場人数を三密にならない範囲で運営いたします。

美術館、博物館、動物園、庭園等は、美術館の企画展など、一部を除きまして、事前予約を不要といたします。なお、混雑時は、入場制限をする場合がございます。

これまで予約制としておりました上野動物園につきましても、事前予約を不要といたします。

なお、双子パンダの観覧につきましては、飼育上の理由によりまして、引き続き、1日あたり4,400人の抽選といたします。

以上につきまして別途、詳細を通知しますので、適切にご対応いただくようよろしくお願い申し上げます。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策に係る東京都の取組－第1波から第6波までの状況－」についてでございます。

新型コロナウイルスとの闘いは2年を超えまして、この間、数度にわたり、感染の波が発生し、その度に、都は都民、事業者、医療従事者の皆様の多大なるご尽力も得て、不断の見直しを重ね、都独自の取組を機動的に実施するなど、総力を挙げて対策を講じてまいりまし

た。

こうした取組によりまして、東京の感染者数や死亡者数は、世界的に見ても低い水準に抑えることができいております。

この資料では、第1波から第6波までの特徴と、これまでの都の対応を、コロナとの闘いの軌跡として振り返るとともに、「検査体制」、「入院医療体制」、「事業継続に向けた支援」など、主な対策ごとにとり組状況や成果、課題を整理いたしまして、さらにモニタリングしてまいりましたイギリスやフランスなど主要な国の状況も掲載してございます。

また、この間、感染状況とその分析を行ってきたモニタリング会議の資料ですとか、国に対して要望してきた事項など、別添資料として取りまとめ、記録としてWeb上に掲載してまいります。

今後の感染症対策に活かす資料としてご活用いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【危機管理監】

各局からの報告は以上と伺っておりますけれどもこのほかに、Web参加の方も含めましてこの場でご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に本部長からご指示をいただきます。お願いいたします。

【本部長（知事）】

はい。第74回の対策本部会議であります。

昨日、モニタリング状況について公表いたしましたが、医療提供体制が1段階下がりました、「黄色」となっております。

「重症患者数そして重症者用の病床使用率は低下しており、コロナ医療と通常医療との両立を図っていく必要がある。」との分析結果となっております。

3月21日の重点措置終了以降、病床使用率・重症病床使用率が大幅に減少するなど、医療の逼迫状況は改善しておるとともに、新規陽性者数も下降傾向にございます。

また、懸念されておりましたゴールデンウィーク後の感染拡大も見られておりません。

こうしたことを踏まえまして、5月22日日曜日をもちまして、「リバウンド警戒期間」を終了することといたしました。

この間の皆様方のご協力に対し感謝を申し上げます。

しかし、コロナとの闘いはこれからも続きます。

5月23日以降は、基本的な感染防止対策を徹底することによりまして、感染を抑えるステージへと入っていきたいと考えております。

取組等の具体的内容につきましては、先ほど、関係局長から報告があったとおりでございます。

この後、都民・事業者の皆様に対して、改めて呼びかけを行ってまいります。
各局等におきましては、連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでいただき
たい。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして第74回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたしま
す。